

令和8年度 診療報酬改定に伴うお知らせ
訪問看護医療情報連携加算
について

当ステーションは、令和8年度診療報酬改定において新設された
「訪問看護医療情報連携加算」を算定するための施設基準を満たし、
地方厚生局長等へ届け出を行っています。

加算の概要

在宅で療養されている通院困難な利用者の方に対し、当ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、ICT（情報通信技術）を活用して多職種と連携しながら診療情報等を取得・活用し、計画的な訪問看護の管理を行った場合に、月1回に限り算定できる加算です。

1,000円／月

※10割負担の場合の金額です。実際の自己負担額は負担割合により異なります。

連携体制

当ステーションでは、以下の関係機関・職種とICTを用いた情報連携体制を平時より構築しています。

- ・連携保険医療機関の保険医（医師・歯科医師）
- ・保険薬局の保険薬剤師
- ・管理栄養士
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・相談支援専門員 など

これらの関係職種が電子情報処理組織等を通じて記録した利用者の診療情報を、当ステーションにおいて常時確認できる体制を整えています。

情報の管理・活用

取得した診療情報は、訪問看護計画の立案・変更、急変時の対応方針、人生の最終段階における医療・ケア方針の共有などに活用し、質の高い訪問看護の提供に努めます。また、看護師等が訪問看護を実施した際の情報についても、ICTを通じて適宜関係職種へ共有します。

ご利用者様へ

本加算の算定にあたっては、ご利用者様またはご家族から 事前に書面による同意をいただいております。ご不明な点がございましたら、スタッフまでお気軽にお申し付けください。